

## 精華町ボランティア基金運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は「精華町ボランティア基金設置要綱」第4条の規定に基づき、精華町ボランティア基金（以下「基金」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 基金の運用益を活用し、町内における福祉活動に関わるボランティア活動の振興を図ることを目的として、町社会福祉協議会の行うボランティア活動振興事業に充てるとともに、ボランティア活動の推進団体及びボランティアグループの活動に対し必要な資金の助成を行う。

### (助成申請者の資格)

第3条 申請者は次のとおりとする。

- (1) 町社会福祉協議会に登録または所属している団体及びグループ
- (2) その他町社会福祉協議会会長が助成を行うことが必要と認めた団体及びグループ

### (助成基準)

第4条 基金による助成額は、原則として1件10万円を限度とする。

### (助成の申請)

第5条 基金による助成の交付を受けようとするものは、別に定める申請書により町社会福祉協議会会長に提出しなければならない。

### (助成の決定)

第6条 前条による申請書の提出があった場合、町社会福祉協議会会長は、毎年度予算の範囲内で「ボランティア基金管理運営委員会」（以下「管理運営委員会」という。）の議を経て、助成団体及びグループならびに助成額を決定する。

- 2 助成が決定したときは別に定める様式により、決定通知書を申請者に交付するものとする。

### (管理運営委員会)

第7条 基金の円滑な運営を図るため、「管理運営委員会」を設置する。

- 2 「管理運営委員会」に関する要綱は別に定める。

(助成金の交付)

第8条 助成金は町社会福祉協議会会長から申請者に交付する。

(事務費)

第9条 基金に関する事務処理に要する経費については、次の範囲で、基金より生ずる果実が、3,000万円以内の場合はその10%の範囲で、また3,000万円を超える場合はその超えた部分の3%の額を加えた範囲の額とする。

(定めなき事項の処理)

第10条 この要綱に定めるもののほか、基金の運営に必要な事項は、町社会福祉協議会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日より施行する。